

## 健康保険の手続きに係る押印廃止のお知らせ

平素は、当健康保険組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月25日付の厚生労働省通知「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」、「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱いについて」、「保険者が定める届出様式における押印の廃止について（要請）」及び事務連絡「押印の廃止に伴う確認手法（例）について」が発出されているところです。

これを受け、今般、健康保険手続きの申請・届出様式の押印を原則廃止することといたしました。

ただし、下記の届出につきましては、従来通り押印が必要となります。

なお、ホームページ掲載の様式は、順次、新様式に変更しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

また、押印欄のある旧様式は引き続きご使用いただけますが、旧様式により提出される場合も押印の必要はありませんので、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【 引き続き押印が必要なもの及び届出 】

##### ①金融機関が求めるもの

- ・保険料の口座振替（事業主様）の「預金口座振替依頼書」の金融機関のお届け印

##### ②市区町村長の証明印

- ・「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」
- ・「出産育児一時金支給申請書」

##### ③損保会社が求めるもの

- ・「事故発生状況報告書」の報告者の印
- ・「診療報酬明細書の写し及び任意保険会社への照会に対する「念書兼同意書」の被保険者及び被扶養者の印

##### ④印鑑登録証明書を用いた対応のもの

- ・開示請求手続きにおける被保険者（又は遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状」の印

以上